

○財務省告示第二百六十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年七月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年八月九日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十  
四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項
- 三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の  
方法 各申込みのうち応募価格の高い  
価格競争

七											六															
イ						ロ					イ						ロ									
行	争	非	者	特	国	入	価	払	込	金	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	入	
札	入	格	第	加	債	札	格	行	争	額	札	入	格	第	加	債	札	格	行	争	非	者	特	国	入	
発	札	競	I	場	市	発	競	争	額	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	入		
						六	万	六			で					四	債	の	に	十	つ	定	う	額		
						百	円	千			五	利	第	一	条	百	に	規	関	二	い	に	ち	面		
						億		五			百	付	国	項	第	四	つ	定	す	億	て	基	、	金		
						三		百			八	国	の	規	十	い	に	に	千	は	、	き	財	で		
						千		二			十	債	に	づ	八	は	、	基	九	額	、	政	六	六		
						六		十			九	に	つ	き	千	、	額	づ	百	面	、	法	千	千		
						百		六			億	つ	い	に	億	、	面	き	第	十	金	、	法	四	四	
						七		億			円	て	、	に	九	額	行	発	四	万	、	第	十	百		
						十		三			、	額	き	基	十	金	し	、	十	円	、	十	条	千		
						五		千			、	面	発	づ	万	額	た	、	六	、	特	千	一	項		
						百		五			額	行	行	き	第	、	利	、	十	、	九	百	第	一		
						九		百			四	金	し	第	十	、	付	、	一	、	百	六	十	六		
						十		九			千	額	し	六	、	国	、	十	、	六	、	六	十	六		

もこのからその応募額を順次割り  
 当てる。特別参加者ごとの応募  
 各国債市場特別参加者ごとの応募  
 限度額を割りに当てて各申  
 込みの応募額を割り当てて各申

十 十  
 三 二  
 の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
 払 過 入 札 格 競 行 行  
 込 利 札 格 第 参 債 札 格 競 行 行  
 み 子 率 登 競 I 加 場 行 争 格 日

九 八  
 振 額 最  
 替 単 低  
 単 位 額 面 金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{114}{365}$$

(二) 額 金 に の 口 る に  
 (一) 額 よ に 座 も 係 発  
 た に り つ に の 行  
 だ 百 算 い 記 と 所 時  
 し 分 出 て 載 し 得 に  
 、 の し は 又 て 税 お  
 当 二 金 前 記 又 振 が  
 該 十 額 記 録 口 泉 、  
 国 を 乗 か (一) さ 座 徴 そ  
 債 じ ら の 算 る 中 さ 利  
 発 た 当 該 式 も の れ 子

(一) 年  
 二  
 は 、 募  
 、 払 入  
 式 に 決 定  
 十 号 規 算 出 額 に 通  
 の 規 定 する 。 期 日 額 を 第 二  
 む も の と する 。 期 日 額 を 第 二

五 万 円  
 振 替 法 の 規 定 に よ る  
 の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
 平 成 二 十 三 年 七 月 十 二 日  
 額 面 金 額 百 円 に っ き 百 一 円 八 十  
 額 面 金 額 百 円 に っ き 百 一 円 八 十  
 三 額 面 金 額 百 円 に っ き 百 一 円 九 十

十四 初期利子

時において取得する者が非居  
住者又は外国法人である場合  
には、前記(一)の算式により算  
出した金額に当該非居住者又  
は外国税法人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができ  
平成二十三年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十二年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 参加

平成二十三年七月十二日